

令和6年度東京都税制調査会
第2回総会

令和6年10月24日（木）16：45～17：29
都庁第一本庁舎7階 大会議室

【筒井税制調査担当部長】 本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、池上会長に進行をお願いいたします。

【池上会長】 ただいまから、「令和6年度東京都税制調査会第2回総会」を開催いたします。
初めに、小池知事より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【小池知事】 皆様、こんにちは。

令和6年度の東京都税制調査会第2回総会となります。御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、オンラインで御参加いただいている皆様、ありがとうございます。

そして、新たに特別委員となられました小松大祐議員、遠藤ちひろ議員、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、深刻化・激甚化いたします自然災害です。また、予想を超える速度で進んでいるのが少子高齢化と人口減少、気候危機、これはカテゴリーが違いますけれども、AI技術の進歩も大変な加速度をつけて進んでいるところでございます。要は、社会は今、目まぐるしく変わっている、そういう真ただ中に私たち東京都はいるということでございます。その中で、危険と災害に備えまして、都民の命と暮らしを守る、経済を守って、東京ひいては日本の未来を守り、かつ切り開いていく、いわば「首都防衛」の施策を展開している東京都でございます。

人々の生活に直接関わります地方自治体が様々な課題に対応するためには、自主的・自立的な行財政運営が不可欠となっております。限られたパイの奪い合いでは何も進みません。そして、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税の充実・確保が求められているところでございます。

今年度は、令和4年度から始まりました第8期の集大成の年に当たります。これまでの3年間で、ふるさと納税の抜本的な見直しや税制のグリーン化、これからの税制・税務の在り方などについて、熱心な御議論を賜ってまいりました。いずれも、私たちの未来にとりまして重要なテーマでございます。税制の姿は、私たちの未来の姿につながるというわけで、大変重要でございます。

皆様方の報告案取りまとめの御尽力に、改めて感謝を申し上げ、また、先ほど申し上げましたように、激動する時代にありまして、時代に即したあるべき地方税制を実現しなければなりません。これまでの延長線上での考えではなく、柔軟な発想が求められていると思います。どうぞ皆様方のお力添えを賜ることをお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

ただいま知事から御発言いただきましたとおり、今年度は3年を1期とする東京都税制調査会の3年目、つまり、まとめの年ということになります。令和4年5月に、知事から「社会経済を取り巻く状況が大きく変化する時代において、地方分権に資する地方税制や国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める」ということで今期の議論をスタートさせております。この3年目で、我々は、今回の報告では、狭い意味での地方税を超えて、例えば社会保障を支える財源をめぐる課題、あるいは税の公平性を踏まえた簡素化の在り方、そして、これも地方税の中で非常に大きな論点としてこれまでずっと検討されておりました個人住民税の現年課税化、こういったことについて従来の議論を超える新たな問題提起を行っております。

さらに、この3年間の議論を踏まえて、金融所得課税、ふるさと納税、環境関連税制、地方法人課税などにつ

いて、これまでよりも具体的な改革の方向性を論じてきたわけです。そういった成果をこの報告（案）にまとめておりますので、本日はこの報告（案）について御検討いただきたいと考えております。

ここで出されました御意見を踏まえて、案文の修正を行って、次回の総会で報告として決定させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私からの挨拶とさせていただきます。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

【筒井税制調査担当部長】 新任の特別委員の方々を御紹介いたします。

小松大祐委員でございます。

遠藤ちひろ委員でございます。

御紹介は以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

小池知事は、都合によりここで退席されます。

(小池知事退室)

【池上会長】 それでは、これより議題に入ります。

本日の議題は、「令和6年度東京都税制調査会報告（案）について」であります。

報告案の議論に先立ち、諸富小委員長より小委員会の開催経過について説明をお願いします。

【諸富副会長】 諸富でございます。今日はオンラインで失礼いたします。

タブレット資料の「令和6年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」にありますとおり、今年度は5月から10月にかけて小委員会を5回開催いたしました。

第1回から第3回は記載の各テーマについて幅広く検討を行い、それを基に第4回及び第5回で報告（案）を取りまとめたということになります。

以上でございます。

【池上会長】 それでは、事務局から報告（案）の概要について説明をお願いします。

【筒井税制調査担当部長】 それでは、報告（案）につきまして御説明をいたします。

会場参加の方はお手元のタブレット画面を、オンライン参加の委員はお手元の資料「令和6年度東京都税制調査会報告（案）概要版」を御覧ください。

初めに、報告（案）の構成ですが、「Ⅰ 税制改革の視点」、「Ⅱ 税制改革の方向性」、「Ⅲ 社会保障を支える財源」、「Ⅳ これからの税制及び税務の在り方」という四部構成となっております。

「税制改革の視点」では、当調査会が税制の検討に当たって踏まえておくべき重要な事項について、「税制改革の方向性」では、税制上の諸課題についてのあるべき姿と改革の方向性について、「社会保障を支える財源」では、社会保障を支える財源の在り方について、「これからの税制及び税務の在り方」では、公平の確保と効率化の観点から税制・税務の在り方について記述をしております。

これより、報告の内容を説明してまいります。

「Ⅰ 税制改革の視点」です。

少子高齢・人口減少社会、地方分権改革の推進、財政の持続可能性の確保、地方税体系の在り方、所得格差に対応した税制、税制のグリーン化の六つの視点を挙げております。

地方分権改革の推進では、地方自治体が経済社会の構造変化に対応し、地域の課題に自主的に取り組めるよう権限を拡大し、それに見合う持続可能な地方財政基盤を構築することが必要であり、税制改革はこれを推進するものでなければならないとしております。

税制のグリーン化では、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化してその抑制を図るなど、税制

の基軸の一つに環境を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠としております。

続いて、「Ⅱ 税制改革の方向性」に移ります。

まず、金融所得課税について。所得再分配の観点からは総合課税が望ましいが、当面分離課税が適当とし、その税率については、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の課税方式も参考に引上げを検討すべきとしております。次に、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置については、今後の課税状況を踏まえながら、制度の見直しを検討すべきとしております。

続いて、個人住民税の現年課税化について。納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、個人住民税の現年課税化に意義があるとし、課題となっていた追加事務負担の解消を図るべく、税務事務のデジタル化の進展等を踏まえ、システムを活用した方式を提案しております。

この方式では、個人住民税にも源泉徴収を導入し、逐次の給与や源泉徴収税額の情報と各種控除情報とをシステムに集約することで、年末調整を原則廃止し、税額の計算・確定・精算をシステムで実施するものであります。この方式について、企業や課税庁の負担軽減を通じた人的資源の有効活用や、逐次の所得情報を反映したタイムリーな給付等にも有用としております。

続いて、ふるさと納税について。受益と負担という地方税の原則、寄附本来の趣旨等を踏まえ、廃止を含め、制度の抜本的な見直しを行うべきとしております。また、見直しの方策としていただいた主な意見を挙げております。「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合の段階的引下げ、自己負担額下限の引上げ、特例分控除割合の上限の引下げ等も考えられる。特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる。返礼品は、寄附者にとって所得税法上の「特別の利益」に当たると考えられることから、控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき。個人住民税からの控除は、受益と負担という地方税の原則をゆがめ、地方自治に反するものであり、所得税から控除すべき、等でございます。

続いて、個人事業税の見直しについて。課税対象事業が地方税法に限定列举されており、時代の変化に伴い、新たに生じた事業に課税できず、公平性に問題としております。その上で、限定列举方式を廃止し、事業性を有する原則全ての事業を課税対象とすべきとしております。

続いて、2ページ目に入ります。環境関連税制です。車体課税について、CO₂排出量基準を取り入れるなど、より積極的に環境税制として位置づけていくことが重要としております。次に、中長期的な方向性として、環境配慮とともに、安定的な財源確保の観点から、例えば、課税標準を車体重量若しくは走行距離に、又はCO₂排出量・車体重量・走行距離の組合せとする方法の検討が必要としております。次に、乗用車新車販売の約6割を占めるハイブリッド自動車に対して、環境性能に応じた税負担を求めることで、より環境性能に優れたハイブリッド自動車の選択を促進することが重要としております。次に、住宅の取得時において環境性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効としております。

続いて、地方法人課税について。地方法人課税の国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものであり、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反するとしております。次に、地方交付税により、財源の不均衡は調整されているにもかかわらず、地方法人課税の国税化を進めることは、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為にほかならない。このような国税化措置を行うべきではないとしております。その上で、地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要としております。

続いて、「Ⅲ 社会保障を支える財源」に移ります。

少子高齢化・人口減少が進む中、増加し続ける社会保障の財源確保、全世代型社会保障の構築のため、税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平等、あるべき姿について検討することが課題とし、

社会保障を支えるこれからの財源の在り方について、いただいた主な意見を挙げております。

社会保険料の賦課ベースを金融所得や副業収入に拡大し、財源確保のための賦課ベースを広げる。この場合、世代間の公平に加え、高齢者間の世代内の公平の確保にもつながる。世代を越え、就労の状況等にかかわらず、幅広く負担を分かち合うために、消費をベースとした賦課への転換（消費税）が望ましい。逆進性の緩和には、所得税、相続税等、税制全体で累進性を確保していく視点も重要等でございます。

続いて、「Ⅳ これからの税制及び税務の在り方」に移ります。

税負担の公平は、国民の信頼の基礎として重要。精緻・詳細な税制の枠組みでは、社会の複雑化・多様化に対応して公平を維持し続けることが難しくなっている。仕組みの簡素化を図ることで公平に資する場合がある。また、少子高齢化・人口減少により労働力の減少が見込まれる中、税務の持続可能性も課題。簡素な税制に見直すことで、効率的な制度運用にもつながるとしております。その上で、個人事業税における課税対象事業の限定列举の廃止を提案するとともに、家屋評価方法の見直しについて検討しております。

次に、税務行政のDXは、納税者の利便性向上、税務行政の効率化・高度化に加え、現行税制が抱える課題の解決にもつながるものであり、推進すべきとしております。その上で、納税者の利便性を向上するために、バックオフィス連携の推進によるワンスオンリーの実現が重要とし、バックオフィス連携の実現に向け、課題を整理しております。

報告（案）の説明は以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは検討に入ります。事務局からの説明にありましており、この報告（案）は四部構成になっております。第Ⅰ部は「税制改革の視点」、第Ⅱ部は「税制改革の方向性」、第Ⅲ部が「社会保障を支える財源」、第Ⅳ部が「これからの税制及び税務の在り方」ですが、相互に関連する内容もございますので、一括して御検討いただきます。

この報告（案）のどこからでも構いませんので、御意見のある委員は御発言をいただきたいと思います。オンラインで御出席の方は、挙手ないし手挙げ機能によりお知らせいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

中村特別委員。

【中村特別委員】 都議会立憲民主党の中村ひろしと申します。よろしくお願いします。

小委員会の先生方、報告書の取りまとめ、お疲れ様でした。意見を述べさせていただきます。

現在の社会経済状況は、原油高が物価高につながり、賃金は上がったと言っても物価上昇に追いつかず、実質賃金は減少傾向にあります。また、多くの都民が働く中小企業への賃上げ波及はまだまだです。少子高齢化による人口減少、人材不足が社会に深刻な影を落としています。

とはいえ、この状況下でもICT関連事業者など業績を伸ばす企業もあり、そのことは喜ばしいのですが、大企業の本社が集まる東京都の税収は堅調に伸びていますが、普通の都民の方々にとっては豊かさの実感とはほど遠いというのが実態です。日本全体が貧しいのではなく、高額所得者はより豊かになり、そうではない方は厳しい状況を強いられています。

そのため、税による所得の再分配を行い、格差を是正する必要があります。以前に比べて負担が軽減されてきた富裕層に応分の負担をいただくことが必要です。所得税の累進性が弱まっているため、見直す必要があります。また、物価上昇、名目賃金の上昇を踏まえ、課税最低限の引上げも必要です。

問題になっている金融所得課税については、分離課税方式によって、1億円を超えるとかえって税率が下がる、いわゆる「1億円の壁」を見直し、累進税率を導入する必要があります。

資産格差が拡大・固定化している現状に鑑み、税率構造や非課税措置の見直しにより相続税、贈与税の累進性

を高めることも必要だと考えます。

消費税についても、軽減税率による複数税率は手間だけを増やし、低所得者にとって十分な恩恵がありません。逆進性の問題は軽減税率ではカバーし切れません。給付付き税額控除によって中低所得者が負担する消費税の一部を還付し、更に控除し切れない分を給付するような仕組みを導入する必要があります。

また、地方法人課税の偏在是正は、本来東京都に入るべき税を地方にばらまくのは問題であり、見直しを強く求めるべきです。

同時に、ふるさと納税は、地方の活性化に寄与している側面もありますが、そもそも制度として間違っているのです。抜本的な見直しではなく、強く廃止を申し入れるべきだと思います。先日も、世田谷区の分析で、年収2,000万円超の人が流出額の4割を占めているとの報道もありましたが、納税額が多い人ほど税の控除額が大きく、ネットショッピングのように利用している実態に鑑みると、税の原則にもとるひどい制度と言わざるを得ません。ふるさと納税は、寄附文化を間違った方向に導き、本来活躍すべき公益法人への寄附を妨げてしまいかねません。

また、昨今では、介護や保育などにおいて人手不足が言われています。こうした分野では、行政により助成を行い、人材確保に取り組んでいます。社会における大きな課題として、税制からもその解消を図ることが必要です。

以上、様々述べさせていただきましたが、行き過ぎた格差を是正するために税による所得の再分配機能を発揮すること、政策課題について税により解決を図ること、こうしたことが重要です。

以上を申し上げまして私の意見とします。よろしくお願いいたします。

【池上会長】 ありがとうございました。

中村特別委員からは、税制が持っている所得再分配機能を重視した改革を推進すべきだという御意見をいただきました。今回の報告の中でも、まず、「税制改革の視点」の中に「所得格差に対応した税制」という視点が入っております。「税制改革の視点」は、実は毎回報告に入っているのですが、これは何度でも確認する必要がありますことから、毎回、少しずつ改善しながらここに提示させていただいております。

具体的な改革につきまして、金融所得課税については、今お話がございましたとおり、合計所得金額1億円を超えると負担の重さが逆転するという、これについては図も入れております。金融所得課税につきましては、委員の間でも意見の分かれるところがあり、もちろん配慮すべきところはあるのですが、負担を引き上げるということについては、全体として意見の合意が見られますので、そのようなことについて記載させていただいております。

また、給付付き税額控除につきましては、以前は技術的な問題があるのではないかという議論があったのですが、最近はデジタル化も含めて課税技術についてもいろいろと進展が見られるということなので、それを踏まえた上で、改めて技術革新を生かした制度の導入について検討すべきではないかと私も考えております。

ふるさと納税に関しましては廃止ということでございますが、今年は報告の中に、廃止も含めてという言葉を入れておりまして、従来よりも一歩踏み込んだところがございます。急にというのはなかなか難しいことは私どもも分かっておりますので、現実的な改革の方向としていろいろな改革案を提出させていただきました。これを含めて議論を進めていきたいということで、全体的な論調としては共通するところが多いと思ひながら、御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございました。

諸富副会長から何かございますか。

【諸富副会長】 私の方からは、今の会長の御発言に付け加えるべきことはございません。

【池上会長】 ありがとうございました。

それでは、青木委員、どうぞ。

【青木委員】 検討いただいたまとめを先日も読ませていただきました。是非、このような方向で進めてほしいと思っています。

この中でも、特に基礎的な自治体に関わりのある、私自身もいろいろ関わってきた個人住民税の現年課税化とふるさと納税について意見を言いたいと思います。

個人住民税の現年課税化は、従来、30年、40年前からずっとこの議論がされていて、何とかできないか、しかし、現実にはデジタル化もできていないし、いろいろなことでできないのだということで諦めに近いような状況があったと思います。しかし、ようやくデジタル化が国のレベルでも大分進んで具体的にになってきたということで、ここで実施に向けた具体的な取組を進めてもらうような、この資料の中にそのようなことが書いてありますが、是非これはしっかりと現実にはできる取組として進めていただけたらと思います。

自分でも事務をやってきた経験から言っても、事務的にも非常に課題の多い制度ですし、納税者にとっても、所得が変化する中で、極端に言えば、去年は大変所得があったけれども今年は所得が減ったというときに、払えないよという議論が毎回毎回来るわけでありまして、実際にそうなのかどうか分からなくても来ていて、どうしてくれ、分割だ、ああだこうだと言っていて、そのうちに払えなくなる。実際にはその次の年に所得が増えても、それっきりになってしまったりと、非常に問題のある制度です。この報告の中でも源泉徴収すべきだという話を書いてございましたので、是非そのような方向でやっていただけるといいのかなと思っています。

次に、ふるさと納税です。これも、原理原則から言えば、受益と負担という地方税の原則から言っても問題が非常にあるわけでありまして、是非抜本的な改革をお願いしたいなと思っています。それから、住民税からの控除というのは、その点からも大きな問題でありまして、所得税から控除すべきだと思っています。現実には、引きやすい、ワンストップと言って地方税から引くことが行われていますが、是非これをなくして、所得税から引いてもらいたいと思います。

さらに、東京など地方交付税を受けていないところからしますと、4分の3の還元もないわけでありまして、そして、それ以外の地方交付税を受けているところからすれば、4分の3を還元するというような、少し姑息なやり方をされていますので、これは是非きちんと実情に合ったといいますか、本来の制度の趣旨、もともとは地方を活性化しようという趣旨があったのだらうと思いますし、そのこと自体を否定するわけではありませんが、やはり地方税の趣旨に基づいた方法にしてもらいたいなと思いますので、是非これは積極的に進めてもらいたい。また、国の方に申し入れてもらいたいと思います。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございました。

個人住民税の現年課税化につきましては、私も存じておりますが、国の方でも相当前から毎年検討していて、ずっと進まない。そういうことが今も続いているわけです。

我々としても、分科会をつくって議論を進めたところで、発想を変えて、先ほど申し上げましたように、技術革新を踏まえれば現実化できるのではないかという問題提起をしております。これは、国に対しても、あるいは他の自治体に対しても呼びかけていくことが必要になりますので、我々としてはこのようなことができるのだということをここで言ったわけですから、それに基づいて議論を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

ふるさと納税につきましても、基本的にここで行ってきた議論に賛同していただいていると思っております。本来これは住民税ではなくて国税から控除すべきであるというのは、そもそもこの措置は国が言い出したことです。ですから、自分で言い出しておいて取るのは他からというのは、さすがにそれは責任ある態度なのかという意見は私も昔から持っております。そのようなところも含めて、抜本的な見直しについて、より強く議論させていただいたので、これについてもさらに取組を強めていきたいと考えております。ありがとうございます。

【青木委員】 よろしくお願ひします。

【池上会長】 他にいかがでしょうか。

池川特別委員、どうぞ。

【池川特別委員】 都税調の委員の皆様には、多角的な議論をしていただいたということが分かる報告書の案を取りまとめていただいて、本当にありがとうございます。

2013年以降、40人の大富豪の資産が7.7兆円から29.5兆円に、4倍近く増えたという統計があるように、富がより集積するという事態が今日本社会で起こっていると考えます。

その点で、所得格差の拡大の問題について、8ページで、総合的な取組と併せて、税制における所得の再分配機能を発揮すると指摘をされて、先ほども会長から言及がありましたが、この点については大変重要だと考えます。

先ほど中村委員からもありましたが、金融所得課税の強化は私も待ったなしだと考えます。「1億円の壁」問題は、以前から指摘をされていますが、明確に改善はされていない。様々な意見があったと推察されると思っていれば、先ほど会長からも様々な意見があったと御発言がありましたが、株式配当は少額配当や低所得者の場合を除いて、やはり勤労所得などと合わせた総合課税の方向にしていけることが妥当ではないかと考えます。その他にも、特に富裕層の高額な配当には、所得税、住民税の最高税率を適用していくことなどの税制改革は、所得格差を拡大しているものをきちんと縮めていくという点では大事だと考えます。

それからもう一つ、昨年の都税調の場でも申し上げましたが、住宅の脱炭素化に向けた税制からの後押しというのは、特に新築ではこの間、様々進み始めておりますが、既存住宅への対策ということで、これは税制という視点のみならず、気候危機対策を考えるときにも避けて通れない課題ではないかと考えています。

個人住宅とともに、東京では共同住宅に対して既存住宅の様々な脱炭素化、断熱化や省エネ化、さらには気密を高める取組など、そうした取組を行うことが、都が掲げる「2030年カーボンハーフ」にも対応する、そうした後押しになるのではないかと考えますので、この点についてもぜひ前向きに進めていきたいと思ひます。

それから、社会保障財源について消費税が望ましいという意見があったと記載をされていますが、私個人は消費税を財源にすることではない方向が必要だと思ひています。インボイスについても、先ほど中村委員から様々指摘がありましたが、既に様々課題が指摘されています。さらに、逆進性の問題など議論もされていますし、現在でも大きな課題となっていると思ひます。0.1%になるので、1,000人に1人の富裕層への課税強化や法人税の見直しなど、消費税以外の財源確保策についても考えていくことが必要ではないかと思ひております。

最後に、マイナンバーの適用拡大について、様々意見があった上で慎重な意見もあったと推察されますが、利用の拡大については、個人情報の問題を含めて慎重な対応の必要があるということも一言申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

富の集中と所得格差は正という視点につきましては、先ほど中村特別委員からの御発言について私が申し上げたとおり、金融所得課税については、課税の強化という方向については意見がかなり一致しているのですが、実際に具体的にどのようにやるかについてはいろいろな意見がありまして、あえて一つに取りまとめることはしていません。

もう一つ、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」が導入されていますが、これは導入されたばかりということなので、課税の状況がまだはっきりしないところがございます。その実態が分かってきてから更に見直しを求めるべきではないかという意見が小委員会の中で出ておりますので、このような形の記載にしております。

それから、住宅の脱炭素化について、既存住宅についても重視すべきだということは、そのとおりだと思います。しかし、税制でどこまで行けるのか、もちろん税制調査会ということなので、環境政策全般を論じているわけではございません。もちろんそこは環境部局でもいろいろな施策を取られていると思いますので、その点は東京都の中で施策を協調的に進めていかれることを、私も期待しております。

それから、社会保障を支える財源について、主に「税か社会保険料か」という議論をしたところでございます。そもそもこのような議論をするということは非常に珍しいことであります。なぜかという、都道府県は社会保険料を実際にはあまり徴収していないのです。その中で、しかし、令和4年、つまり2年前に意見を求められたとき、国と地方を通じた税制全体の在り方、その他これらに関連する諸制度について意見を求めるとされていたので、社会保険料も入れてもいいのではないかとということでこの議論を行ってまいりました。実際にそちらの方にいろいろ問題があるということを主に取り上げたので、まず「社会保険料なのか、税なのか」という議論を主にやっていたところでございます。

その中で、では税の中では消費税なのか、所得税なのか、ここについてはいろいろと意見が分かれるところがあったと思います。そのような経緯がありますので、全体としては、社会保険に偏ってきたために逆進的な部分があるので、それを打開するためには税にもっと注目すべきではないかという論調になっているところでございます。今年初めて、その議論を行ったものですから、このような形の取りまとめになっているところでございます。

それから、マイナンバーにつきましては、実際に先ほどの現年課税化もございしますが、いろいろな形で税制あるいは税務のDXのところで、プライバシーの問題あるいはマイナンバー法の改革の問題についても議論しました。それも報告に書いておりますので、そういった解決すべき点と、逆に慎重にすべき点が、それぞれあることを踏まえて、何が適切な情報連携の仕方なのかということ論じたいつもりです。そこは租税論だけでなく、行政法の観点からも検討がなされる、我々もしておりますが、さらにそこは慎重に、制度を改革する場合に議論すべきところが残っているということは、そのとおりだと考えております。

これらの点につきまして、諸富副会長から何かございましたらお願いします。

【諸富副会長】 私もしも池上会長とほぼ同じことを考えておりましたので、池上会長の発言に付け加えることはございません。よろしくお願いします。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見がございましたら、いかがでしょうか。

遠藤特別委員、どうぞ。

【遠藤特別委員】 せっかくですので、初めての出席ですが、一点申し上げたいと思います。

「税制改革の方向性」という二つ目の柱の中で、今様々な議論がございましたが、金融所得課税とか、ふるさと納税、他の自治体ですとか、様々な議論があると思うのですが、特に個人住民税の現年課税化について、反対する意見は恐らく全国を見ましてもあまりないのではないかと考えております。

報告書の中だと、24ページから「現年課税化の実現に向けた具体的な方策の検討」というページがありまして、会長からもお話がありましたように、過去何十年と議論されてきたが、なかなか進んでない。しかし、やっとマイナンバーや様々な制度が整いつつある中で、システム方式を提案していくということだと思っておりますが、これまで何十年も足踏みしてきたものをさらにここで一気に進めていくチャンスだと思いますので、この辺の書きぶりや強調について御検討いただけたらと思っております。具体的にここをこう進めていくのだと。今のところ、システム方式3案が並列で出されていますが、都としてはどの辺に一番の強調を置いているのかですとか、実際にはこれから政府との交渉になると思うのですが、その辺において一つの意味を示した方がよいのではないかと。ずっと足踏みしていた制度で、私も個人的には翌年度課税には苦しめられておまして、我々は政治家でするので落選すると翌年が大変な目に遭うわけです。このような実質的な課題も含めて、是非この辺を御検討いた

だきたいなと思っております。

【池上会長】 ありがとうございます。

個人住民税の現年課税化について、システム方式の3案を提示しております。この大まかな内容については26ページに表がございまして、この3つの案のうちどれがいいのかということについては、実はまだ決定版ということで一つに絞ったわけではございません。

それぞれ特徴があるわけです。まず年末調整をやるのかやらないかという議論があり、所得税については年末調整をやりましょうというのが案①になっております。②と③はそれをやめましょうということで、これはかなり大きな変革になります。そうしますと、確定申告に行くまでどうするのだという話になるわけです。②と③の違いは、②の方は区市町村による賦課課税になっていて、③の方は納税者による申告納税、つまり確定申告を住民の皆さんにさせていただく案です。どれが一番現実的なのかということについて、まだそこは一本化できていないので、今回は出されていない。

しかし、それぞれについて、これならできる、いや難しい、そのような御意見が当然あると思いますので、そのような議論をまずやっていくことが必要ではなかろうか、ということがこの問題提起の趣旨でございます。したがって、ここでは3つの案を出したということです。一個だけにしますと、これは駄目だと言われたときにおしまいですので、3つの中で一番現実的なものはどれかということ、東京都だけではなく、全国的に議論していければと考えております。

今のところ言えるのは、そのようなところです。

【遠藤特別委員】 ありがとうございました。

【池上会長】 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。一通り意見をお出しいただいたと考えております。

それでは、本日これまで皆様からいただきました御意見を踏まえて、私の方で早急に報告の最終案をつくらせていただきます。それを次回の総会に提出させていただきます。それを決定していただくということでございます。よろしくお願いいたします。

予定していた議題は以上でございます。事務局を代表して武田主税局長から委員の皆様へ、一言御挨拶がございます。

【武田主税局長】 東京都税制調査会第2回総会の閉会に当たりまして、事務局を代表して一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年度は、環境関連税制、個人住民税の現年課税化、「ふるさと納税」、「これからの税制・税務の在り方」などについて精力的に御検討いただきまして、4年度、5年度の報告も踏まえて、本日3年間の集大成となる報告（案）を提示させていただきました。

報告（案）の作成に当たりましては、池上会長、諸富副会長には多くの時間を割いて取りまとめをいただきましたことを、心から御礼申し上げます。

また、宇田川副会長をはじめ特別委員の皆様、小委員会の委員の皆様、区市町村長の委員の皆様からは、ひとかたならぬ御尽力を賜りました。改めてお礼を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【池上会長】 それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

【筒井税制調査担当部長】 第3回総会ですが、10月30日の水曜日、午後5時半から、この場所、都庁第一本庁舎7階大会議室で開催をさせていただきます。御出席、よろしくお願いいたします。

【池上会長】 それでは、以上をもちまして「令和6年度東京都税制調査会第2回総会」を終了させていただきます。

きます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございました。

— 了 —